

「平成27年度精神障がい者等向け訓練実施支援事業」（福島県委託事業）

※就職を希望する精神障がい者等の方に、障がいの特性を踏まえた効果的な職業訓練の受講を促し、就職を促進することを目的として、地域の就労支援機関（会津：社会福祉法人心愛会、中通り：社会福祉法人ほっと福祉記念会、浜通り：社会福祉法人いわき福音協会）に福島県が行っている「障がい者委託訓練事業」の受託企業の開拓等を委託する事業です。



「障がい者向け職業訓練」

を実施していただける
事業所を募集しています。

～貴事業所で職業訓練を実施してみませんか～

FUKUSHIMA



FUKUSHIMA

障がい者のための事業主委託訓練とは

- ◆障がい者の方が、事業所内において一定期間の実践的訓練を行い、**就労に必要な知識や技能を身につけ、就職を目指す訓練です。**
- ◆訓練生を受け入れた事業主には、**訓練生1人当たり月額60,000円(外税)を上限として(事業主が中小企業業者の場合90,000円(外税))の委託料が支払われます。**
- ◆訓練生の受け入れは**1名から可能です。**
- ◆訓練期間は標準3か月間(1か月からの訓練可)で、**1か月当たり100時間です。(最低60時間)**
※訓練生の障がい特性に応じ、短時間から訓練を始めることもあります。
- ◆訓練中、訓練生に対し**賃金の支払いは必要ありません。**
- ◆訓練中の**労働保険料については福島県が負担します。**
- ◆県立テクノアカデミー(郡山・会津・浜)と**委託契約**を行います。

福島県商工労働部産業人材育成課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

TEL024-521-7829

それぞれの事業所に応じた多様な訓練カリキュラムを設定できます。
 県立テクノアカデミー等の専門スタッフがお手伝いします。

◆ 実施例

事務補助業務	パソコンを使って入力、電算、帳簿管理など
商品管理業務	店舗での商品陳列、フロアの清掃など
介護補助業務	介護施設での清掃など

◆ 対象者

対象者	◎身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の方で、 ハローワークに求職申込みをし、受講あっせんを受けた方 (就労準備段階にある障がい者の方)
-----	---

訓練実施の流れ

①訓練受託の申し込み

- ・最寄りのテクノアカデミーへお問い合わせください

②訓練カリキュラム作成

- ・事業所で就労が見込まれる業務の検討
- ・習得する就労職務とその達成目標の設定
- ・段階的な職務習得スケジュールの立案

☆テクノアカデミー等の
スタッフが支援します！！



③ハローワークで訓練生募集

- ・ハローワークにて訓練を希望する障がい者を募集します

④三者面接＝事業主・訓練希望者・テクノアカデミー

- ・訓練希望者との面接により訓練生を決定します



⑤訓練実施（標準3か月）

- ・職業スキル習得目標を達成し訓練生に合わせた訓練指導に努めてください
- ・訓練期間中は、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準じた取扱いをしてください
- ・訓練に関係ない作業への従事はできません

テクノアカデミー
と委託契約締結

⑥職業訓練評価

- ・訓練生の習得度合いを評価
- ・就労可能と判断されれば就職へ

◆福島県問い合わせ先◆

(障がい者委託訓練担当者まで)

- ☆テクノアカデミー郡山 TEL 024-944-1663
- ☆テクノアカデミー会津 TEL 0241-27-3221
- ☆テクノアカデミー浜 TEL 0244-26-1555

◆問い合わせ先◆